

# 成年後見制度利用促進専門家会議 第12回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第12回 成年後見制度利用促進専門家会議  
議事次第

日 時：令和3年12月15日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項（最終とりまとめ）（案）  
についての意見交換

3. 閉会

○大森委員長 定刻でございますので、第12回の専門家会議を開催いたします。

委員の皆さん方、御多用中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日もウェブ会議システムを活用して実施してございます。傍聴席は設けてございません。動画配信システムでのライブ配信によって一般公開するという形を取っています。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告いただきます。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、出席状況を御報告いたします。資料を共有いたします。参考資料1のとおり出席状況となっているところです。

なお、伊東委員が15時頃から御出席、それまでは倉敷市の多田室長が代理出席。そして、山下委員が14時40分頃に退出予定との連絡を受けております。

あと、中村委員が所用で欠席となりまして、本会議に対する御意見のほうは事務局のほうで承っておりますので、後ほど議論の中で紹介したいと思います。

出席状況は以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

本日は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項（最終とりまとめ（案）について」、意見を交わしていただきます。

私といたしましては、本日皆さん方の御同意が得られれば、一応これで打上げとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、全体として資料の説明を事務局からお願いいたします。約30分程度であります。よろしくお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

それでは、資料を共有いたします。こちらが「第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ（案）概要」ということになっております。本体の資料は資料1ということなのですが、60ページを超える大部に及ぶものですので、こちらのほうで説明ということ。なお、本文の資料のほうは、これまでの会議の意見、委員の御発言をベースに作成しております、必要に応じて委員の皆様にご趣旨を確認しながら作成したということ。であります。

それでは、最終とりまとめ（案）の概要の説明に入ります。

こちらが最終とりまとめ（案）の構成です。まず、「はじめに」ということで、「成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標」というものをまとめております。こちらのとおりです。

2番目からが「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」ということで、具体的な取組内容を記載するというパートになっております。

このパートがさらに4つに分かれておりまして、1つ目が「成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」ということで、5年計画という中で、中長期的なものや短期的に取り組むものがあるわけですが、こちらは中長期的に取り組むものを記載しているということです。

2番目が「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」ということで、1であった中長期を見ながら、こういった形で当面の運用改善を進めていくのかといったことが記載されているということです。

3番目が「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」ということで、こういった成年後見制度の運用・利用でありますけれども、こちらをどうやって地域で支えていくかということも記載しているのが3番目の内容ということです。

4番目が「優先して取り組むべき事項」ということでありますが、先ほど申し上げました5年計画という中で、当面取り組むべきものということで、特にこちらのほうは、現行の計画から引き続き取り組んでいくべきものという意味において、優先して取り組む事項ということで掲げて整理しているというのが全体の整理ということになります。

それでは、個別に説明を始めていきたいと思います。

こちらは「成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標」ということになります。基本的な考え方ということで、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進ということです。こちらは、中間まとめにも記載しているものを引き継ぐ形で、最終とりまとめ（案）の中にも盛り込んでいるということです。全体としては、地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度利用促進を図っていく。様々な支援・活動のネットワークがありますけれども、そういった中で権利擁護支援の地域連携ネットワークというものを連携しながらつくっていく。

そして、いろいろなものがある上ということで、それに共通する考え方が必要だということで、本人を中心にした支援・活動の共通基盤の考え方ということで、権利擁護支援という概念で進めていくということです。その中には、御本人を支えていくという意味での意思決定支援もあるし、あとは、虐待等からの権利侵害の回復支援といったものをまとめて権利擁護支援という考え方で取組を進めていくということで整理しております。

これから本論に入っていきます。

1つ目が、成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方ということになります。先ほど申し上げましたとおりです。地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するということです。

そして、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整えるということで、御本人の地域社会への参加の実現を目指すということです。

そして、以下を基本として、成年後見制度の運用改善等に取り組むということでありまして、自己決定権を尊重するというです。そして、意思決定支援・身上保護も重視した制

度の運用とするということです。本人にとっての必要性なども考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるように体制整備を進めていくといったことでもあります。

そして、成年後見制度ということで、これは司法の制度なのですが、福祉と司法の連携強化によって、必要な人が必要なときに、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていくということで、両者が連携して進めていくということを基本的な考え方としております。

今後の施策の目標として、後ほどの説明の中にまた出てくるのですが、大枠をこちらで示しております。成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。そして、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組むということです。

そして、今回の計画では、工程表・KPIを立てまして施策に取り組むということです。この専門家会議において、5年計画の中間年度、3年目に当たります令和6年度に中間検証を実施するという整理しております。

それでは、次、「成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」ということでもあります。

1つ目が「成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」ということになります。

1つ目が、成年後見制度等の見直しに向けた検討ということで、この会議でももろもろ御意見がございました。こういったことも踏まえつつ、成年後見制度の見直しに向けた検討を進めていくということです。併せて、市町村長の関与などの権限であったり、成年後見制度利用支援事業についても見直しに向けた検討を行うということです。全体の制度、枠組みということですので、こちらのほうは、これからも議論を深めながら進めていくということになるかと考えております。

併せて、総合的な権利擁護支援策を充実させるということです。成年後見制度の見直しをするということは、新しいものを考えていくということになるのですが、併せまして、成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実させていこうということで、意思決定支援によって御本人を支える各種方策であったり、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進める。そして、こういった検討などに対応して、福祉制度や事業の必要な見直しを検討するというので、一体となって検討を行う。こちらのほうに幾つかのことを掲げているということでもあります。

次です。「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善」ということです。大きな方向性、検討としては、先ほど申し上げたとおりなのですが、それを当面、どういった運用改善で御本人を支えていくかということに記載しているのが、こちらになります。

1つ目、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透ということです。こちらでは、例

えば都道府県等は、意思決定支援研修を継続的に行う。そして、国が意思決定支援の指導者育成、あるいは意思決定支援等に関する専門職のアドバイザーを育成する。そして、専門的助言についてのオンライン活用を支援していくといったことに取り組んでいくということで整理しております。

次です。家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進ということです。各家庭裁判所には、地域の関係者との連携によって、本人にとって適切な後見人の選任、あるいは状況に応じた後見人の交代を実現ということで、引き続き、こちらを努力することを期待するということが、裁判所に対する期待を記載しているということになります。

次です。苦情等への適切な対応ということです。家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを整備していく。苦情にも様々な種類があるということがありましたので、そういったことも踏まえながらまとめているということになります。

次です。適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等ということです。

1つ目、最高裁判所及び家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待されるということです。

次です。市町村には、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することを期待する。そして、国は、同事業への助成について、必要な見直しを含めた対応を早期に検討するということがまとめております。そして、国は、適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討するということが、そして、国は、成年後見制度の見直しに併せて、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討するとまとめております。

次の項目になります。不正防止の徹底と利用しやすさの調和ということです。1つ目です。金融機関には、成年後見制度支援預貯金等の導入や改善を図るということです。次は、最高裁判所、家庭裁判所にはということで、適切な監督に向けた取組を引き続き期待するということが、そして、専門職団体・市民後見人を支援する団体には、適切な保険の導入に向けた検討を進めるということでまとめております。

また、各種手続における後見業務の円滑化等についても、下記のようなもので示しているということになります。

次です。「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」ということになります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方ということで、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続して、地域社会に参加できるようにする。そのために、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みということで、権利擁護支援の地域連携ネットワークをつくっていく必要があるということで基本的な考え方を掲げております。

1つ目が、地域連携ネットワークづくりの方向性ということで、包括的・多層的なネッ

トワークづくりということです。

第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めるということでありまして、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、各地域における様々な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークにしていくということで、様々な方々が連携してということを示しております。

3つ目に移りまして、一方で、複合的で支援困難な課題を抱えている方もおられます。そういった方には、市町村が主体となって取り組む「包括的」なネットワークだけでは十分ではありません。ということで、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるようにするために、圏域など複数の市町村単位あるいは都道府県単位の広域なしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていくということで整理しております。

2番目です。地域連携ネットワークづくりの進め方ということです。これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下を実施するというように書いています。

窓口を明確にするとか、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知ということで、できることから取り組んでいく。現行でもそうなのですけれども、引き続きということになります。あとは、中核機関の役割とか、こういった機関でこういった体制をつくっているかを明らかにするということです。

2つ目に、「また」ということで、既にこれらの体制を整備した地域では、成年後見の周知、体制づくりが進んだところでは、権利擁護支援チームを形成して、権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする。あと、これらの体制整備ですけれども、市町村単独では取り組むことが難しい場合もあります。特に、司法関係者がいないところではなかなか難しいというところがあると思います。こういったところでは、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも大切というふうに整理しております。

ネットワークづくりのイメージをこちらに示しています。前回の会議でも示した資料ですけれども、御本人の権利擁護支援チームに対して、市町村、ネットワーク関係者が支えていく。そして、そこを都道府県が支えていくということです。関係者はいろいろな方がいらっしゃるので、「共通理解の促進」という視点が必要です。そして、今後、後期高齢者等が増える中においては、「多様な主体の参画・活躍」の支援で支えていく体制を強くしていく。そういった中で、全体として足りないところを補っていくということで、「機能強化のためのしくみづくり」の視点ということが掲げてあります。

こちら10月の専門家会議で示したもので、簡単に御紹介します。「地域連携ネットワークづくり」ということで、個別支援と制度の運用・監督ということです。

権利擁護支援を3つの場面に分割しました。成年後見制度の利用前、申立ての準備から

後見人の選任まで、そして後見人の選任後という3つの場面です。

左側に福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」。そして、右側に、家庭裁判所に「制度の運用・監督」機能があるということで2つです。「支援」と「制度の運用・監督」機能ということで、それぞれの場面において、御覧のとおり、「相談支援」、「制度利用の案内」。2つ目が「権利擁護支援チームの形成支援」機能。それに対応して、裁判所のほうで「適切な選任形態の判断」の機能。そして、後見人の選任後ということで、「権利擁護支援チームの自立支援」機能。そして、裁判所のほうで「適切な後見事務の確保」の機能ということで整理しております。

その上で、こういった支援機能とか制度の運用・監督機能を適切に果たすためには、地域連携ネットワークの関係者が自発的に協力して取組を進めていく必要があるということで、3つの視点に立って進めてくださいということで整理しております。先ほど申し上げた絵のことになるのですが、「共通理解の促進」の視点。2つ目が「多様な主体の参画・活躍」の視点。そして、「機能強化のためのしくみづくり」の視点ということです。

3つの場面に応じまして、それぞれの視点からどういったことを取り組んでいくべきかということ、委員の御意見を基に整理しているところになります。

こちらは御参考までということで、成年後見制度の利用前那时的イメージ図です。

次が、申立ての準備から後見人等の選任までのイメージ図。

そして、こちらが後見人等の選任後のイメージということで整理しております。

これから「優先して取り組むべき事項」ということです。こちらのほうは、主に今期計画の取組の中で、十分に進み切れなかったものを進めていこうということで整理しております。もう一度繰り返しになりますけれども、5年計画なので、中長期的な内容も含んだ計画ということです。それとの比較で、今期計画からの引き続きということで、優先して取り組む事項という題を掲げているということです。

それでは、個別に見ていききたいと思います。

1つ目が、任意後見制度の利用促進ということです。こちらのほうは、適切な時機に任意後見監督人が選任されることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるということです。

2つ目が、担い手の確保・育成等の推進ということです。前提として、適切な選任、交代ができるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務の担い手として存在している必要があるということです。

その上でということですが、市民後見人等の育成・活躍支援ということは、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、より充実した養成カリキュラムの見直しの検討等を進めるということです。

次は、都道府県はということですが、圏域ごとに市民後見人の育成方針を策定するというです。市町村には、市民後見人の活動の支援、市民後見人の役割の周知などを期待する。そして、研修受講者の募集を主体的に進めるとか、必要に応じて、都道府県



と連携して養成研修の内容を充実させることを期待するということです。

法人後見の実施団体ということですが、社会福祉協議会による後見活動のさらなる推進が期待されるということですが、都道府県・市町村が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成ということも進めていくべきではないかということでもまとめております。

国はということで、法人後見の研修カリキュラム、そして最高裁の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素、こういった方が選ばれるかということも併せて周知ということです。

次が、都道府県にはということで、圏域ごとに法人後見の担い手の育成方針を策定するということです。法人後見実施のための研修を実施することを期待するということです。

あとは、専門職団体のほうにも、専門職後見人の確保・育成。そして、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行うということで整理しております。

3つ目の項目です。市町村長申立ての適切な実施ということですが、身寄りのない人等への支援、虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要ということですが、都道府県には、実務を含めた研修の実施ということも期待しております。国は、都道府県職員向けの研修の拡充、そして市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図るということで整理しております。

4つ目の項目になります。地方公共団体による行政計画等の策定ということですが、

市町村には、計画を策定する努力義務規定があるのですが、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すという、できることからまずは着手してくださいということですが、

都道府県は、都道府県単位、圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手確保の方針、そして、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましいということで整理しております。

最後の項目になりますけれども、都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進ということですが、

都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定。あとは、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たす。あと、広域的な課題に対応するためということで、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。中核機関、地域連携ネットワークでも、今回の会議でもお示ししましたが、小規模の自治体で取組がなかなか難しいということで、都道府県の支援というのを求めているということで整理しております。

最後です。国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成を行って、こういった取組の実効性を持たせるようなことを進めていくということになります。

最後に、工程表・KPIということです。

2つございまして、1つが「優先して取り組むべき事項」に関するものです。第一期は、広く成年後見制度を知ってもらい、利用していただく形・体制を整えていくということで進めてまいりました。こちらがそれに関連してということですが、優先して取り組む事項ということです。先ほど申し上げましたけれども、第一期からの取組を主に掲げているということで、全ての事項でKPI、数値目標を掲げております。

あと、KPIの目標も、広く成年後見制度を知っていただく。利用につなげていくということで、KPI全てに関して、全国全てで取り組むという形での目標設定をしております。併せて、5年計画なのですが、中間検証が3年目にありますので、中間年度である6年度までに全ての市町村、法務局、公証役場、いろいろございまして、こちらの数値を達成するというところであります。

特にポイントとしては、小規模自治体の取組はなかなか難しいところがありますので、都道府県による支援も意識しながら立てているということです。

こちらは、先ほど御覧いただいた任意後見の利用促進といったものがあります。御覧のとおり、全てに対してリーフレット、ポスター、担い手の育成方針、養成研修等々、先ほど御説明したのもございまして、これを令和6年度までに進めていって、中間検証後、また新たに取組を検討していくといった流れで整理しているということになります。

2つめは、最初のほうでお話ししました中長期的なものも含めたものに対する取組状況を整理しているものです。こちらのほうは、数値目標を立てづらいものが、例えば制度の見直しに向けた検討とか、綿密な検討が必要になりますということで、数値目標とか実施時期まで立てるのはなかなか難しいものがあるのですが、今期計画から継続して、全都道府県で取り組めそうなもの、例えば都道府県による意思決定支援研修の実施とか、地域連携ネットワークづくりのところ、制度や窓口の周知、中核機関の整備とコーディネート機能の強化といった形で、数値目標を立てられるところは立てたということです。

あとは、本文の記載の内容をこちらのほうにプロットしたということで整理しているということになります。

私のほうからの内容の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、これから今、御説明ございました最終とりまとめ（案）につきまして、この文章の順に御意見を伺っていくことにいたしますが、あらかじめ事前に皆様方から御連絡いただいております。ちょっと異例ですが、私のほうからお名前を呼びますので、御発言いただければと思っています。たくさんの方々から御希望でございまして、私の不安は本当に4時で終わるだろうか。できるだけ4時で終わらせたいと思っていますので、恐縮ですが、御発言はお一人1分で、これぞというところについて御発言いただき、お答えになるほうも1分を目安にお答えいただければと思っています。恐縮ですが、よろ

しくお願いいたします。

それでは、Ⅰの「基本的な考え方及び目標」、1ページから6ページについて、水島さんから御意見が出ています。どうぞ。

○水島委員 まずは、第二期成年後見制度利用促進基本計画最終とりまとめ（案）の作成にご尽力いただいた利用促進室の皆様をはじめ、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

私からは、ページ数6の「2 今後の施策の目標等」、(2) 工程管理、①、2段落目の2文目の点について申し上げます。

「最高裁判所は、成年後見制度の利用促進に関する各家庭裁判所の自律的な取組を支援するとともに」の後に、「本人情報シートの添付数、意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドラインの様式1～5又はそれに類する地域版ガイドライン様式の提出数・割合、成年後見人等の交代（辞任及び選任）数や権限・類型変更（現類型取消及び新類型での審判開始）とその理由等を取りまとめ、」を挿入してはどうかという意見でございます。

理由としては、できるだけ客観性を確保した形に関する具体例を例示したほうがいいのではないかということです。特に、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの各様式については、一部地域を除いて、いまだ活用が進んでいないものと思われるので、浸透具合を把握するためにも、例えば様式の提出数が見える化することが考えられるということでございます。適切な意思決定支援や代行決定のルールに基づいて後見等の実務が行われているかは、成年後見制度の運用改善において最も重視すべきポイントの一つと考えることから、その実態を適切に把握するめの数量的な調査から始めていただきたいと考えております。

以上です。

○大森委員長 ちょっと長めでした。恐縮です。

前回、私から家庭裁判所の陣容立てを含めまして、事務体制について実態調査をされたらどうだろうかという意見を出していますので、この点も含めまして、最高裁から簡単に回答いただきましょう。

○最高裁判所木村第二課長 ありがとうございます。最高裁でございます。

水島委員の御指摘につきまして、本人情報シートの提出など、既に専門家会議において最高裁から報告しているものもあるところですが、後見等事件が非公開の事件であることから、どのような事項について報告することができるのかはそもそも慎重な検討を要します上、関連するデータ収集の可否についても問題となりまして、御提案いただいた事項について対応をお約束することはなかなか難しいことについては御理解いただきたいと思います。

交代の関係等も、理由が複合的な場合も多く、難しいところもありますし、意思決定支援のガイドライン様式につきましても、裁判所への提出数が実態、実情把握にどこまでというところもあろうかと思ひまして、検討すべきところも多かろうと思ひます。計画案に盛り込むことについては、なかなか難しいと思っておりますものの、御指摘いただいた事

項について報告されるべきとの御意見をいただいたものとして、今後検討することとした  
と思います。

続きまして、大森委員長からの御指摘でございますけれども、前回の会議を受け、裁判  
所の書記官をはじめとする職員がどのように執務をしているかといったことなど、いわば  
裁判所の職員の仕事ぶりといったもの、実情が見えるような報告をすることについて検討  
しているところでございます。具体的には、第二期計画の対象期間の中で、時期や内容に  
ついて御相談しながらという形になろうかと思いますけれども、例えばある庁の例を取り  
上げて後見等事件に携わる裁判所職員の仕事のフローや分担等の実情を紹介することなど  
も考えられるかと思っております。さらに具体的な内容として、どのようなことが可能か  
につきましては、とりまとめの内容も踏まえつつ、引き続き検討してまいりたいと思いま  
す。

すみません、長くなりまして申し訳ございません。ありがとうございます。

○大森委員長 では、よろしく願いいたします。

では、大きなIIですけれども、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」の1、7ページか  
ら20ページ辺りでございます。

山下委員から御意見ございます。どうぞ。

○山下委員 全体としては、成年後見制度の利用促進の具体的施策を分かりやすく説明し  
ていただきまして、感謝申し上げます。

それで、2の(1)については、具体的な指摘を様々入れていただいて、非常に明確に  
なったと思っております。(1)の第1段落の最後のところで私が気になったのは「障害  
の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノ  
ーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。」と  
いうこと。強調されているわけですが、この理念というのは、IIの冒頭のところで出て  
るように、全体を通じての理念なので、ここだけぽっと入っているのが若干アンバランス  
かなと思ったのですが、細かい点ですので、最終的な御判断は一任したいと思います。

以上です。

○大森委員長 御指摘でございますので、修文できるかどうかを含めまして、事務局と相  
談いたします。私もやや唐突感があるかなと思っておりますけれども、お任せいただければと思  
います。ありがとうございました。

この1について、よろしゅうございましょうか。

それでは、2に参ります。「運用改善等」、11ページから20ページです。

水島さん、どうぞ。

○水島委員 2点目でございます。12ページ、②、4ポツ目、2文目についてです。「国  
は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題」の後に、「(特に法律上、後見人や  
支援者に課せられた善管注意義務あるいは安全配慮義務と各種意思決定支援に関するガイ  
ドラインとの関係性、整合性)を踏まえ、必要に応じて免責規定の創設等の可能性も含め」

を挿入してはどうかという意見でございます。

理由としては、安全配慮義務及び善管注意義務と意思決定支援及び代行決定の関係性に関する論点は、英国意思決定能力法の制定段階をはじめ、海外でも議論されており、支援者が萎縮することなく意思決定支援に真摯に向き合っていくために、あるいは本人の意思決定支援の過程に対する不当な影響をできるだけ排除していくためには、この論点の検討が避けては通れないのではないかと考えるからです。意思決定支援を広く普及し、浸透させるためにも、この論点を調査研究事業等で整理していただくとともに、各省庁も交えて検討できる機会をぜひ設けていただきたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○大森委員長 それでは、この点について、法務省と促進室のほうで簡単にお答えいただけますでしょうか。

○法務省堂蘭大臣官房審議官 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。

まず、免責規定の新設等につきましては、成年後見制度の見直しをする場合にはその検討課題に含まれ得るものと考えておりますけれども、免責規定ということになりますと、他の類似の場面との関係をどう整理するかといった点を含め、非常に大きな問題となり得るところでございますので、慎重な検討を要するものと考えております。これらの問題点については、これまで十分な議論がされている状況にはないものと考えておりますので、現時点で本会議のとりまとめに、この点について具体的な明記をするのは相当でないのではないかと考えているところでございます。

○大森委員長 では、促進室のほう。

○成年後見制度利用促進室長 促進室です。

今回の計画の12ページで、意思決定支援に関連してですけれども、「各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する」と記載しております。こういった中でどういったことができるかということも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○大森委員長 なるほど。

住田さん、御意見ございますか。どうぞ。

○住田委員 12ページ、様々な分野における意思決定支援の浸透の項目についてです。保健、医療、福祉、介護の分野では、現任の専門職のみならず、教育や養成課程におけるカリキュラムに意思決定支援の導入が必要と考えます。

また、障害のある親御さんの中には、重度の障害があるため意思決定支援はできないと考える方もおられます。そのため、児童の療育機関などでは、親御さんに対する意思決定支援の考え方をプログラムに位置づけるなどの検討をお願いしたいとともに、子どもの支援に関わる専門職への理解や普及も重要と考えます。

以上です。

○大森委員長 今までなかった論点ですので、今後の検討に委ねていくことになるのではないかと考えています。

なお、障害保健福祉部、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

○地域生活支援推進室長 地域生活支援推進室長の河村でございます。

御指摘の趣旨は大変よく理解いたしますので、私どもで何が出来るか、しっかり考えてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○大森委員長 はい。

それでは、久保さん、どうぞ。

○久保委員 ありがとうございます。

7ページでございます。適切な時機に必要な範囲・期間でできる有期の制度として見直しの機会を付与といった記述をしていただいておりますけれども、こうした方向が実現した場合、私ども育成会が求めております体験利用に相当する仕組みが実現すると理解してよいのかどうかを御質問したいと思います。

よろしくをお願いします。

○大森委員長 これは法務省、よろしくをお願いします。

○法務省堂蘭大臣官房審議官 法務省民事局担当審議官の堂蘭でございます。

体験利用というのがどういった意味かということにもよるとは思いますけれども、現行法の下では、例えば後見ですと、一旦手続が開始された場合にはその後に判断能力が回復したといった事情がない限り、手続が継続するということとなりますけれども、仮にスポット利用のようなことを認める改正がされた場合には、そこで一旦手続が終了するけれども、その際の状況を見て、再度手続を利用するか否かを判断するということが可能になってくるのだらうと思いますので、そういった意味で、久保委員の御懸念に対しては、御指摘の検討課題の中で検討すべき問題だらうと思っております。

○大森委員長 今回の計画に記載は困難ということですね。

○法務省堂蘭大臣官房審議官 成年後見制度は裁判制度の一種ということになりますので、体験利用という形で記載するのは難しいのではないかと考えているところでございますが、久保委員の問題意識というのは先ほど御指摘された点に表れているのではないかと考えているところでございます。

○大森委員長 なるほど。

次は、15ページの箇所について、住田さんと星野さん、御意見がございます。お二人続けてどうぞ。住田さん、どうぞ。

○住田委員 14ページの後見人に関する苦情への適切な対応における、イ 具体的な取組についてです。苦情を把握した機関が対応の必要性を判断し、必要な場合は適切な機関に対応を引き継ぐという内容の記載がありますが、それらの判断や何が適切な機関なのかは多くの課題があります。また、中核機関で候補者調整していない場合や、それぞれの専門

職団体が養成していない名簿登録者以外の方が選任された場合の対応も困難です。しかし、本人にとっては重要な問題であるため、今後、苦情への対応策については、家庭裁判所、関係機関、当事者などによるワーキング・グループを設置し、重点的に取り組んでいただきたいと考えます。

以上です。

○大森委員長 星野さん、続けてどうぞ。

○星野委員 ありがとうございます。

15ページからの適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に係るところです。17ページ、最終的なまとめのところで、ウとして、「関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。」とあります。その中身についての意見です。報酬額のあり方と、それから、低所得者だけではなく、利用者本人が決定された報酬額の何割を負担するのか、また何割を公費助成するのかという報酬助成のあり方について意見が出ていたと認識しております。この点について、ワーキング・グループなどで、この報酬のあり方と本人の負担のあり方というところが検討される必要があると考えます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

お二人から、今後、ワーキング・グループの設置についての御意見がございまして、どのようなワーキング・グループを立ち上げるかについては、次回以降の専門家会議で検討していただくことになるものと思っておりますので、そういうことで御了解ください。

次は、青木さん、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

まずは、全体として委員の意見を各種取り入れていただきまして、成案にいただきました努力に感謝いたします。

私から、15ページの報酬に関する③、適切な報酬の算定に向けた検討というところに関しまして、15ページの最後の2行以降の括弧書きの記載についてでございます。確かに、後見人の報酬につきましては、第3回以降、その都度、裁判所から検討経過の報告がございましたが、第7回の専門家会議を踏まえまして、今年になりましてから夏のヒアリング、そして9月29日のワーキング・グループで本格的な議論、意見交換がなされたと思っております。その中におきましては、ここにありますような事務の内容や負担の程度という点について進めるということだけではなくて、それに加えた様々な考慮要素が必要であるという意見が各種委員からも交わされていたところでございます。

したがって、16ページの1段目以降に書かれているような意見がたくさん紹介されているのはそのとおりであります。括弧の中で、事務の内容や負担に応じて報酬を付与するという点についての方向性に異論がなかったと取りまとめたいただくのは時期尚早であると考えております。身上保護についての適切な評価というところについては、おお

むね異論がないと思いますが、なおどういう方向性かについては議論が必要だと思いますので、この括弧書きについては見直しをいただく必要があると考えております。

以上です。

○大森委員長 これは、最高裁から簡潔にお願いします。

○最高裁判所木村第二課長 ありがとうございます。最高裁でございます。

青木委員からも御紹介ありましたが、最高裁としましては、本年9月29日のワーキング・グループのみならず、第3回、第5回、第7回の専門家会議など、折に触れて報酬算定の新たな運用についての検討状況について報告させていただく機会がありまして、この括弧内に記載されているような方向性自体につきましては、ワーキング・グループの議論も含め、おおむね異論は出ていなかったものと承知しているところでございます。

御指摘の複数の考慮要素を適切に評価すべきとの指摘は、括弧の直後の段落に記載されており、制度自体の問題についても別途記載されているところであり、以上のとおり、専門家会議での議論の状況については、この括弧内も含めて、とりまとめ（案）に正確に表現されていると思ひまして、最高裁としては、この原案の記載のとおりとしていただくのが相当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○大森委員長 これは、議事録を読み返して、事実がどうなっているかということを確認しなければなりませんので、私も一応議事録を見たのですけれども、このままだとちょっと違うかな。異論かどうか、御意見が出ていることはたしかなので、括弧内の文章はどうしても必要なかどうか。その前の文章で大体言い得ているのではないかと私としては思っています、そこの括弧の中のことを含めて、それを取ってしまうことを含めて、ちょっと相談させていただくということではどうか。このままでいきますと双方が言い合うことになって、今日まとまらないということをおもってきかたのですけれども、最高裁、どうでしょうか。

○最高裁判所木村第二課長 相談というのは、今。

○大森委員長 いや、今じゃなくて、括弧の中の文章を本当に取れるかどうか。取っても、そんなに差し支えないのではないかな。このままだと、事実についての争いが簡単におさまらない。異論があったという説と、異論はなかったと、文書の読み方。「概ね」という読み方も少し複雑になるものですから、文章上のこともあって私は気にしているのです。

○最高裁判所木村第二課長 こちらの認識としては、今、述べたとおりではあるのですが、御相談というのが、今後どういうものを。

○大森委員長 両方がおさまるようなことをさせていただくことになりますので、括弧内の文章の削除を含めて検討した上で考える。その際、そちらのほうにも少し御相談申し上げます。

○最高裁判所木村第二課長 承知いたしました。

○大森委員長 そういうことでよろしいでしょうか。



事務局、よろしいかな。

○成年後見制度利用促進室長 はい。

○最高裁判所木村第二課長 分かりました。

○大森委員長 では、そういうふうにさせていただきます。

その次は、米本さん、伊東さん、続けてどうぞ。

○米本委員 全国町村会の米本でございます。

今回の最終とりまとめ（案）では、私どものこれまでの要望の幾つかを踏まえた内容となっておりますこと、感謝を申し上げます。その上で、このKPI、達成度を高めるために要望がございますので、述べさせていただきます。

今後、全国的に制度が普及し、本制度の利用ニーズが高まることが予想されることから、どの地域においても制度を利用するためには、対象者の拡大する成年後見制度利用支援事業への安定した財源の確保が必要となります。現状では、本事業に含まれている障害者を対象とする地域生活支援事業補助金や、高齢者を対象とする地域支援事業交付金では十分な対応ができず、実質、事業費の多くを市町村が負担している状況でございます。国、県におかれましては、安定的な財源確保や、柔軟に交付金が活用できるように見直しをしていただければと考えます。

以上です。

○大森委員長 伊東委員、どうぞ。

○伊東委員 倉敷の伊東でございます。

今、米本町長が言われました、16ページのイの3つ目の・のところについてですけれども、その一番最後のところに、国が「地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する」という文章がございます。倉敷市でも、地域支援事業、また地域生活支援事業につきまして、ここ数年で利用件数が非常に増えている状況でございます。そういった中で、今後、全国的な中核機関の機能整備が行われることにより、急増が見込まれますので、国において、必要な財源確保について早期に検討、またそれを実際に実施していただきたいと思っておりますが、そのことがここに含まれていると理解させていただいてよろしいでしょうかということをお伺いしたいです。

○大森委員長 それでは、障害保健福祉部と老健局から簡単にお答えいただきましょう。

○地域生活支援推進室長 地域生活支援推進室長でございます。

実際のところ、成年後見だけの話ではございませんで、私どもの市町村に対して交付を行っております地域生活支援事業費等補助金全体の財源確保の課題でありますので、かなり難しい面も実はあるのですけれども、御指摘の御趣旨は大変よく理解いたしますので、最大限の努力をしてみたいと思っております。

○大森委員長 老健局。

○認知症総合戦略企画官 老健局におきましても、全市町村で成年後見利用支援事業がしっかり実施できるように、実施に向けた取組を推進してみたいと思っておりますけれ

ども、一方で、地域支援事業の財源構成というのは、介護保険法の都道府県、国、市町村の役割分担、あるいは1号被保険者の役割分担の中で定まっているところもございます。そういった中でできること、できないこと、また今後、しっかり議論の中で検討してまいりたいと考えております。

○大森委員長 できるだけ前向きに検討してもらいたいと思います。

それでは、次は久保さん、どうぞ。

○久保委員 すみません、ありがとうございます。

18ページでございます。成年後見制度支援預貯金についてでございます。これまで、私どものほうで成年後見制度支援預貯金は、通常の普通預金と同じく、身近な金融機関にて開設可能で、かつ多額の開設費用は不要ではないかと認識しておりました。しかし、実際には開設等の費用は金融機関が高く設定しておられまして、利用者が負担する金額も5500円から16万5000円までと非常に大きな幅があるとお聞きしております。これでは、全国どこでも気軽に利用できるとはいいがたいなと思っております。こうした手数料は金融機関が自由に設定できるとの見解だと思っておりますけれども、成年後見制度の利用促進には、利用しやすい費用額の設定が重要だと思っておりますので、支援預貯金・支援信託も含めて、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

これは、Zoomで参加の金融庁、お願いします。

○金融庁山下銀行第一課長 金融庁でございます。

先生の御指摘、大変ごもっともでございます。一方で、この支援預貯金・支援信託に関しましては、金融機関が、このために必要なシステムや事務対応などの費用を負担しながら提供するサービスですので、民間企業として、そうしたコストなどを踏まえて、一定の手数料などの御負担をお願いする形になっています。これをあまり抑えようとしてしまうと、業務として成り立たないということで、支援預貯金・支援信託を導入しない、あるいは続けられないということにもなり得ますので、うまく工夫して対応していくことだと考えております。

当庁としては、実態をよく把握しながら、合理的なものになっているかしっかり見てまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 よろしくお願いたしましょう。

次は、上山さん、お願いします。

○上山委員 18ページの支援信託の関連で発言します。この仕組みは、運用を誤ると、本来であれば本人の生活の質の改善のために活用されるべき本人の財産を塩漬けにしてしまうおそれがあります。例えば、推定相続人が後見人である場合に、こうした財産の固定化のリスクがあり得ることは否定できないと思います。

これを踏まえて、第二期計画の実施に当たって留意すべきと思われる点を申し上げます。

第1に、この仕組みの成果の検証に当たっては、後見人の不正が財産の積極的な横領に尽きるわけではなく、本人のために必要な支出を行わないという消極的な形、つまり、ある種のネグレクト的な形態でも起こり得ることを踏まえる必要があると考えます。例えば、信託の開始時と終了時の残高の平均的な差額や、指示書の平均的な発行回数などの指標を通じて、この仕組みのマクロな運用実態として、本人の財産の固定化傾向がないか確認することを検討していく必要があるように感じます。

第2に、この仕組みは、後見人に対して、右手で与えた権限を左手で奪う形で、その不正を防止する構造になっています。逆に言えば、現行法上の成年後見人の権限の包括性が、後見人の不正の要因の一つであることを示唆しているように思われます。この点は、後見人の権限の範囲に関する今後の検討に当たっても視野に入れるべき観点であると考えます。

最後に、この仕組みについては、平成24年の導入前後に特に専門職団体から多くの課題が指摘されてきました。これらの課題の中には、導入時の制度設計やその後の運用を通じて既に解消されたものもありますが、先ほどの財産の固定化リスクのように、なお検証が必要なものも残っているように感じます。来年の2月で制度導入からちょうど10年になりますので、一度、当時の議論を振り返って、当初の課題点がどこまで解消されたかを検証する機会を持つことも有益ではないかと考えます。

以上、特に修文を求めるわけではありませんので、御回答などは不要です。

○大森委員長 最高裁、特によろしいですか。

○最高裁判所木村第二課長 ありがとうございます。

最高裁においては、国が調査する際に協力することが期待される立場と理解しているところでございます。委員の御意見として、本人の資産が本人のために適切に利用されていることの確認のため、具体的な調査項目を含めた検討を行うべきといったことが提案されていると認識しておりますが、本人のために使用された金額ということになりますと、口座から出金された金額の用途が何かといった問題も含意されてくるものと考えられますところ、非公開である後見等事件の個別の事情に関する情報でございまして、そのような調査を司法機関である裁判所が行う必要性等について疑義もあるところであります上、情報が適切に収集できるかといった問題もございます。

このような理由から、最高裁としまして、次期計画のとりまとめに盛り込むことについては難しいのではないかと考えるところでございますけれども、御指摘のような問題意識に基づく調査を行う必要があるとの御意見をいただいたものということで、検討することとしたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 2については以上でございますけれども、特に御発言ございますか。先に行ってよろしいでしょうか。

それでは、3番目の「ネットワークづくりについて」の御意見を伺います。

最初は、星野さん、どうぞ。

○星野委員 24ページになりますが、地域連携ネットワークのウ 中核機関についてです。最後の3行に、名称の変更も含めてというところでまとめられておりますが、この間、利用促進室が内閣府から厚生労働省に移って、非常にいろいろなことが具体的に進んできたということを感じております。今後、またさらに先に向かっていくときに、国の中の様々な省庁が関連していく、横につながっていく横断的な連携はますます求められてくると思われます。

様々な財源の確保というところも、具体的な取組を進めていくためには欠かせないと思います。そういったところで、中核機関に何らかの法律の位置づけが必要ではないかと考えます。これは、基本計画の中を修文してくださいという意見ではなく、来年度以降、中長期的な課題として、中核機関の法制化、それから、横断的な取組ができるような体制づくりというところを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○大森委員長 促進室、何かありますか。

○成年後見制度利用促進室長 本文の24ページになるのですけれども、中核機関のところでは、国は、「成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」という記載があります。こういった中で検討していくものと考えております。

以上です。

○大森委員長 その次は、青木さん、どうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

私は、25ページから始まります国等の主な役割の中の、26ページの（ウ）国の役割に関してでございます。ここに記載はございませんが、今回、地域連携ネットワークの役割について、3つのフェーズで整理いただきまして、それをこれから展開していくこととなりますが、各中核機関を立ち上げたところも、これからのところも、これまでの4つの機能というのと、この3つのフェーズにおける整備ということについては、十分な理解をしていくのには時間がかかるころもあるかと思っております。

そこで、国には、以前、中核機関を立ち上げるためにやっておられました研修のようなものを、今後は既に立ち上がったところも含めて、3つのフェーズを的確に実施していくための研修なり演習といったものを展開いただく必要があるのではないかと考えております。これを都道府県だけですするには、まだ少し難しいところがあると思っております、したがって、国の役割の中にそういった研修というものも御検討いただけないかという意見になります。

以上です。

○大森委員長 もっともな意見ですけれども、これは促進室、どうでしょうか。

○成年後見制度利用促進室長 促進室のほうでは、市町村、中核機関向けの体制整備研修

というものをやっております。それを今回の基本計画の内容を踏まえて進めていくべきという意見とうけとめました。我々としても、そういったことができるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○大森委員長 計画へ記載する方向ですね。では、そういうふうにしていただきましょうか。

次は、久保さん、どうぞ。

○久保委員 ありがとうございます。

28ページですけれども、地域連携ネットワークが担う機能を整理していただいて、ありがとうございます。全国的には、制度の周知啓発機能が随分と先行しているような状況が目につくといえますか、そんな状況にあるのではないかと考えています。求められる機能を充足する方向で検討が進まないのではないだろうかという懸念を少ししております。今回とりまとめから、どのように制度の周知啓発機能を強化していくお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

これは促進室。

○成年後見制度利用促進室長 地域連携ネットワークの機能に関して、これからネットワークづくりを始める地域では窓口を明確にして周知を図っていく。既に整備しているところでは、受任者調整においてチーム形成を支援して、本人を適切に支援していくといったことを記載しております。今後、フォローアップする意味も含めまして、工程表とKPIのほうでも今回、掲げております。こういった中で、こういった進捗状況か、またこの会議の場でもお示しできるようにしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、星野さん。

○星野委員 ありがとうございます。

31ページの「権利擁護支援チームの形成支援」機能のb 適切な申立ての調整というところで、2つ点があって記述があるのですが、全体に専門家会議の中でも様々な意見が出ている中で、法定後見制度の利用に際して、申立ての手續の調整のところですが、本人に説明して意向を確認するというのは、意思決定支援のあり方からも当然必要なことなのですが、加えて、後見人に与えられる権限を必要最小限にとどめるべきだということが言われてきたと思います。

それは、現行制度でいえば補助類型という考え方だと思うのですが、その補助類型というところに対して類型の中身を十分に理解して、これを進めていくということを、中核機関、市町村、専門職、家庭裁判所、関わる皆が補助類型という考え方を丁寧に本人や関係

者に説明していくということ、いろいろなところで進めていく必要があるのではないかと思います。研修でもそうですし、実務のあり方についてもそうではないかと思います。これは意見として申し上げておきたいと思いました。

以上です。

○大森委員長 この制度は、関係者は本人の意向を大切にしながら、全体としていろいろな形で調整を行っていくということに尽きると思っていますので、御意見はそのとおりではないかと思っています。そういうふうを受け止めさせていただきます。

その次は、米本さん、どうぞ。

○米本委員 ページとすれば、25、26辺りになると思います。地域連携ネットワークの要となります中核機関の整備、体制強化につきましては、前回の会議においても発言させていただきましたが、小規模自治体の町村部では、いわゆる司法過疎地も多く、支援体制や対応できる専門職、担い手も不足しているところがございます。各機関が課題の整理や相互理解を行う機会を持った上で中核機関の整備を行い、将来的に機能が十分発揮できるよう、国、都道府県におかれましては、関係機関との連携の推進と、社会資源等が乏しい小規模自治体に対しての財政支援について、御支援、御協力をお願いしたいと思います。

また、都道府県の役割となっております小規模自治体に対する体制整備支援についても、実効性のある取組をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

本日、やむを得ない理由で御欠席の中村さんから、事務局が発言の要旨をもらっていますので、御紹介していただきましょう。

○成年後見制度利用促進室長補佐 事務局でございます。

中村委員からの御意見、御紹介させていただきます。2点ございます。

1点目、今回、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に加えて、将来的な連携についても議論があり、それが確認できたことは評価しています。

2点目、社会福祉協議会としては、中核機関の受託や法人後見の積極的な取組を行っていきたいと思います。今後の業務の質の向上、安定的な運営のために、財政措置の検討を期待したいと思います。

以上です。

○大森委員長 促進室のほうから何か所見があれば。

○松崎成年後見制度利用促進室長 体制整備に関しまして、今回、専門家会議でも御議論いただきまして、中間まとめをいただきました。それに基づき、来年度の概算要求ということで、10月の会議でも示しているところです。引き続き、いろいろな方の意見を伺いながら、できることを進めていきたいと考えております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

その次は、永田さん、どうぞ。

○永田委員 ありがとうございます。

まずは、状況調査からも明らかなおおりに、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関の整備が進んでいません。本とりまとめで挙げられているようなことを進めていく上では、そのネットワークと中核になる機関の整備が前提として不可欠であり、そのために必要な法定化を含めた措置をぜひ取っていただかなければならないということを初めに申し上げておきたいと思います。

その上で、これまで申し上げてきたとおりに、34ページで包括的な支援体制との一体的な運用や、重層的支援体制整備事業との連携が明記されたことは大変意義があると思っています。その連携によって地域連携ネットワークや中核機関の体制整備が加速するような仕掛けを、ぜひ考えていただきたいと思います。さらに、そのためには、まずは課内で、そして省内・省外との連携というものを努めていただきたいと思います。

これは御答弁を要しない意見となります。よろしく願いいたします。

○大森委員長 伊東さん、お願いしましょう。

○伊東委員 倉敷の伊東でございます。

46ページでございます、③都道府県による「多層的」な支援体制、④国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援、のところで、これまで次期基本計画の議論では、「重層的」という言葉が使われていたのですけれども、都道府県による表記が「多層的」となったことで、今後、市町村が重層的支援体制整備事業の取組を運用していくに当たってわかりやすくなったと思っております。

そして、この④の国によるところで、47ページの最後の・のところですが、重層的支援体制整備事業の効果的な取組方法の検討につきましては、今後、社会福祉法にこの成年後見制度利用推進事業に関する内容を含んでいただく法改正もぜひ検討していただきたいと思います。法改正も検討していくと理解したいのですけれども、いかがでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○大森委員長 なるほど。地域福祉課から。

○地域福祉課長補佐 重層的支援体制整備事業を所管しております地域共生社会推進室でございます。

委員から御指摘ありましたとおりに、重層事業と成年後見利用促進の取組との連携が進みますように、連携に当たっての留意点ですとか好事例を今後収集してまいりたいと考えております。

また、次期社会福祉法の改正に当たりましては、そういった市町村における連携や、その連携の効果についても確認しながら検討を行うことが、私どもとしても必要だと考えております。

○伊東委員 ぜひよろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

この3の部分については以上でございますけれども、特段、ほかに御意見がなければ、次に参ります。よろしゅうございましょうか。

それでは、「4 優先して取り組む事項」でございます。

伊東さん、どうぞ。

○伊東委員 倉敷の伊東でございます。

49ページの任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組の3つ目の・でございます。任意後見制度を利用している人について、権利擁護が必要となるケースの発見から支援までのつなぎについてですが、任意後見から後見に変わっていくに当たりまして、それを見つける端緒になるところは、高齢者の方の見守り、また高齢者の方の権利擁護支援などの予防的な観点から、多くの場合はケアマネジャーから地域包括支援センターに連絡が入るなどの、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中で行われることが、通常想定されるものだと思っております。

この文章の中で、最後の一文に「例えば、中核機関が権利擁護支援チームによる見守りと」と書いてあるのですけれども、ぜひここは「例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が」という形で書いていただいたほうが、実際的に想定される部分なので、表現の見直しをお願いしたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 これは現場からの要望でございますので、老健局と相談して、どういうふうになるのかということを考えてくださって決着をつけていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○成年後見制度利用促進室長 分かりました。

○大森委員長 では、そういうふうにさせていただきます。

その次は、永田さん、どうぞ。

○永田委員 ありがとうございます。

まず、今回、市民後見人に関する表記が、国の基本計画の中で「活用」ではなく「育成・活躍支援」として、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で明記されたことは、大きな前進だと思っております。ありがとうございます。

市民後見人の取組が、先ほど申し上げた、例えば受任者調整といった中核機関の機能を先導するなど、市民の参加によって制度を変えていくというグランドデザインを描いていくことも可能だと思っております。

また、51ページにあるとおり、こうした人材が後見受任者としてはもちろん、地域の権利擁護人材として多様な活躍ができるような場や機会をぜひつくっていくことが重要で、現在検討しているモデル事業などでそうした先例をつくっていただきたいと思います。

こちらも今後に向けた意見となります。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。承りました。



その次は、新井さん、どうぞ。

○新井委員 新井です。

53ページ、法人後見の担い手の育成については、銀行法等の改正により、銀行の子会社が成年後見業務等を担うことが可能になりましたので、地域連携ネットワークの中核機関等と連携して機能することが期待されています。このことは、基本計画にとっても大きな意義を有すると思いますので、その旨をここに記載することを提言いたします。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

これは、まず金融庁、お願いします。

○金融庁山下銀行第一課長 金融庁でございます。

先生御指摘のとおり、11月施行の銀行法等の改正によりまして、銀行の子会社に、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務が掲げられまして、その1つとして、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行うことが可能である旨を明確化したということです。当然これは利用促進法に則した運用が行われるものと認識しています。

実際にこういった業務を営む子会社を新設するかどうかは、各行の経営判断ですが、その業務内容にもよりますけれども、必要に応じて専門職の後見人の業務との連携など、先生御指摘のような形での取組が期待されると認識しています。

○大森委員長 では、今回の計画でこれを記載する方向でまとめてもらいましょうか。

促進室、よろしいでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 はい。

○大森委員長 それでは、次も伊東さん、どうぞ。

○伊東委員 失礼いたします。倉敷の伊東でございます。

55ページの⑤、親族後見人への支援のことについてのお願いです。この親族後見人への支援につきましては、10月25日の会議資料の2-3の6ページに、今後、地域連携ネットワークが担うとされている機能を整理した表がございまして、④で後見人支援機能ということで整理されているのですが、どこが具体的に担うということにつきましては、議論がまだなされていないと思います。

そういった中で、この親族後見人への支援につきましては、中核機関を整備後、これから取り組んでいく市町村が多いと思います。親族後見人の受任調整、その前段の相談、選任後のフォローアップなどを含めて、3つの場面に応じて、それぞれが何をどうするかということを検討していくべきであり、こちらの⑤の1つ目の・の文章の中で、「必要に応じて」という単語はあるのですけれども、市町村・中核機関が全部行うという形に読めるような文章になっていると思えます。これは家庭裁判所や専門職団体等とそれぞれ役割分担して支援していくべきだと思いますので、書き方をぜひ直していただきたいと思います。

親族後見人への支援については、これから議論されていくという段階だと、これまでの

議論の経緯からも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大森委員長 促進室、いかがでしょうか。

○成年後見制度利用促進室長 こちらのほうは検討したいと思ひます。

あと、研修等で具体的な取組とかを示して進めるようにということで、文章の修文については検討したいと思ひます。了解いたしました。

○伊東委員 よろしくお願ひいたします。

○大森委員長 次、米本さん、どうぞ。

○米本委員 ありがとうございます。

とりまとめ案のとおり、市町村長申立ての必要性というのは高まってくると思ひます。しかし、その実施について、市町村間で格差があると指摘されているところでございます。より適切な申立て運営のため、専門職員配置への支援や、現場の実務を含めた研修や体制づくりの支援、マニュアル等に関する好事例の横展開を国、都道府県にお願ひしたいと思ひております。

以上です。

○大森委員長 これは大事な御指摘ですので、老健局と障害保健福祉部から回答していただきますしょう。

○認知症総合戦略企画官 手引といったことですがけれども、何ができるかということについて、また今後、事務的によく整理させていただきたいと思ひます。

○地域生活支援推進室長 障害部としても、老健局と協力いたしまして、自治体によってはかなり有効なマニュアル等整備されている例もあるとお伺ひしておりますので、そういったものを活用させていただくことも含めて検討してまいりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○大森委員長 よろしくお願ひしましょう。

次は、永田さん。

○永田委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げたような地域連携ネットワーク、中核機関の整備、そして市民の参加の推進を進めていくには、どうしても小規模な市町村が単独では進めることが難しいという壁があると感じています。このことが、基本計画の進捗が芳しくない大きな要因となっていることは明らかではないかと思ひています。したがって、当然に次期基本計画においては、都道府県の役割が重要になり、ここで挙げられている様々な都道府県の機能強化が不可欠で、広域的な観点からその取組を検討する必要があると思ひています。

59ページに明記していただいたように、そうした取組方針を都道府県地域福祉支援計画等において具体的に定めることを明記していただいたのはよかったなと思ひています。こうしたことを通じて、都道府県が段階的・計画的に市町村を支えていただきたいと思ひています。

こちらにも意見となります。よろしくお願ひいたします。

○大森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、宮崎県の津田室長さん、どうぞ。

○津田代理 津田でございます。

今回の最終とりまとめにつきましては、本日も含め、これまでの議論のとおり、都道府県の機能強化が盛り込まれることになりまして、関係者の皆様からの御期待を感じているところです。

宮崎県では、これまで地域連携ネットワークの拡大に尽力し、中核機関の整備等はできつつありますので、今後はその質の向上が必要であると考えております。引き続き、中核機関同士の連携体制の構築ですとか、意思決定支援の研修等による人材育成に県として取り組んでいきたいと考えておりました、次期基本計画に基づき、都道府県としての役割を果たすことで、課題解決に向けて尽力していきたいと考えております。

その上で、1点要望ですけれども、これまでの都道府県の取組につきましては、それぞれの県に応じて濃淡があると考えております。ですから、全ての都道府県が次期計画のKPIの達成に向けて早急に取り組めるよう、国におかれては、マニュアルの作成とか、好事例の提供をはじめとする積極的なフォローアップをお願いしたいと考えております。

以上です。

○大森委員長 今回のとりまとめの一つの特色は、都道府県の役割を少し強調している点でございますので、今のような線に即して頑張ってもらいたいと思っています。

ありがとうございました。

以上で4のところが終わりですけれども、御発言、特段にございませんでしょうか。

西川さん、どうぞ。

○西川委員 西川です。

資料の56ページから57ページにかけての市町村長申立ての適切な実施に関しての、具体的には57ページの上から3つ目のポツのところですが、市町村申立てに係る実務者協議の結果を踏まえというところなのですが、実務者協議の結果、3月に取りまとめられたものの後、私も最近気づいたのですけれども、11月に通知が出ていて、今日は時間の関係でその御紹介がなかったのかなと思っているのですけれども、重要な通知で、担当者の方はこの通知を読んでいただくと、市町村長申立てが従来より円滑にできるのではないかと思います。ですから、この通知の存在を何らかの形で、注でも構いませんので、盛り込んでいただくことができないかという点が1点。

それから、ここの文章、「親族調査のあり方や」となっているのですけれども、この親族調査のあり方という言葉がどこに係るのか、ちょっと読みにくいなと思ひまして、親族調査を円滑にするということなのか。あと、実務者協議では、親族調査について、戸籍調査、意向調査、利用意見調査などに分けて整理しているのですけれども、そういう考え方を前提にすると、このあり方が言わんとしていることは何となく分かるのですけれども、この文章だけ読むとちょっと分かりにくいので、そこの御配慮をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○大森委員長 承りましたので、事務局と相談して、お任せください。

ありがとうございました。

それでは、工程表及びKPIについて、御意見。これは、手嶋さんから、どうぞ。

○手嶋委員 ありがとうございます。

KPI・工程表の①の下から3つ目の枠、成年後見制度利用支援事業の推進の関係です。現在、家裁で進めております報酬算定のあり方の検討との関係で、この成年後見制度利用支援事業の推進につきましては大きな関心を持っておるところです。今般、この工程表・KPIに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討、そして※印で、見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施と記載していただいたこと、大変心強く思っております、ありがたく存じます。ありがとうございます。裁判所としても報酬に関する必要な検討をしっかりと進めていきたいと考えておるところです。他方で、木委員から先ほど御指摘いただいたところを踏まえて、なかなか難しい問題だなと改めて思っているところです。ただ、この報酬の算定につきましては、裁判官の判断そのものであり、その中で手探りで進めてきているところもあるということで、御理解をいただける部分、共通認識にできる部分、少しずつこのような過程の中で、共通認識として道しるべのような形で置いていけるとよいなというところもあり、括弧内の記載は大変ありがたいと思っていたところでもあります。

いずれにしましても、裁判所としては、引き続き必要な検討をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、久保さん。

○久保委員 ありがとうございます。

今の工程表に関してでございますけれども、今後の工程表を拝見しますと、来年の22年に予定されています障害者権利条約の初回審査についての記述がないなと思っております、障害者分野では非常に重要な審査となると思いますので、その取扱いがどのようになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、権利条約において、私たちのことを私たち抜きで決めないでという考え方が重要でありますので、当会としても協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひ知的障害のある人たちから、成年後見制度や意思決定支援などに関する意見を聞いていただく機会を設けていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 これは促進室。

○成年後見制度利用促進室長 まず、障害者権利条約につきましては、今回の本文の基本的な考え方に関しましても、権利条約を念頭に置いた記載ぶりとしておりますということ

を申し上げておきたいと思います。併せて、御本人を大切にすることであつたり、意思決定支援に当たりましてピアサポートの支援が効果的であるとか、できるだけ御本人に寄り添った記載ということと。あと、協議会の項でも、当事者団体に入っていただくということを明示しております。そういったことを含めまして、御意思を尊重するとともに、今後の進め方については、我々のほうでまた検討してまいりたいと思います。

○大森委員長 よろしくお願ひしましょうか。

以上で、とりまとめ（案）の内容について、皆さん方の御意見が一巡いたしました。

最後に、次期計画への抱負や期待を述べていただきます。その前に、今までのところで何か御発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次期計画への期待なり抱負なりを述べたいという方々が相当数おいででございますので、逐次御発言いただきます。

最初は、住田さん、どうぞ。

○住田委員 ありがとうございます。

改めて、これまでの議論を踏まえたとりまとめに感謝申し上げます。その上で、全体的に中核機関そのものの記述が少なく、中核機関の役割が分かりにくい印象があります。しかしながら、中核機関が相談をしっかり受け止めてコーディネートをしていくために、地域連携ネットワークに何をしてほしいのかということが描かれているように理解しています。

また、成年後見制度の運用改善において取り組むべき項目につきましては、地域の中核機関がその実務において課題を把握することができるため、都道府県や国はそれらの課題を集約し、実態に即した運用改善の検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 私も中核機関を運営されている住田さんの御意見から学ぶことが多かったです。感謝申し上げます。

次は、久保さん、どうぞ。

○久保委員 ありがとうございます。

今回のとりまとめ、今まで私たちが頼りにしたいなと思っている成年後見制度に不備があるということを正面から受け止めていただいて、現行の制度を改善しということを進めていただいているということは、感謝したいと思っております。

それで、実態として、実は入所施設とかグループホームなどで事業所で金銭管理をしながら、そして保護者会が金銭管理の全体をチェックしているということも、全国的にはたくさんございます。そういうケースがございますので、それを制度の補充性といいますか、その中で安定的に制度化できるような法改正とか制度の運用改善というものを期待したいなと思っております。そうした仕組みを、地域生活をしている障害者も気軽に使えるような仕組みにさせていただけたらありがたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、櫻田さん、どうぞ。

○櫻田委員 ありがとうございます。ピア専門員研修機構の櫻田でございます。

今回の計画におきまして、私たち当事者の声も反映していただいて、ありがとうございました。

私がこの計画に思うことというか、今後への期待なのですけれども、この計画、KPIとか工程表がうまく進んでいくことが一番望ましいことではあるのですけれども、そこに当事者の声とか御家族の声をさらに反映していただけるような仕組みが、さらに広がっていくといいのかなと思っています。この制度を利用するのは御本人なので、そこに関わる方たちの声をぜひ今後とも反映していただけたらと思っています。

以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

次は、新保さん、どうぞ。

○新保委員 どうもありがとうございます。JDDnet発達障害の新保です。よろしくお願ひします。

先週くらいから、私、いろいろなところへ仕事柄、行くのですけれども、年代は70～80歳くらいの方々とお話するのですけれども、余りにも知らないという。ここで皆さん、議論しているのですけれども、現場へ行くとこんなに知らないのかなと思っていますので、KPIが本当に進んでいただきながら。多分、トップダウンもあるのですけれども、ボトムアップもしなければいけないかなと思っています。親の会も含めて、地方のほうで我々が本当に働いていかないと浸透していかないかなと思っていますので、やれることは我々もやろうかなと思っています。

あと、大森委員長以下、スタッフの皆さんが重層的・多層的にまとめていただいたのは画期的かなと思って、そこはすごく評価したいかなと思っています。

もう一つ、お願いとして、やっていただいて、当然いろいろなもの、100%いいものができるわけではないので、どこかで再度、中間検証もあると思うのですけれども、必ず見直していただいてブラッシュアップしていただいて、アップデートしていただきながら、次の部を進めていただければと思って、期待の持てる案ではないかなと思っていますので、ぜひ全員でこれをいい形で、成年後見というとてもいいシステムなので、私もどこかのところで利用しようかなと思っていますので、また御協力いただければ。我々自身も協力してやっていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひします。期待を持って見守りたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○大森委員長 ありがとうございます。

花俣さん、どうぞ。

○花俣委員 ありがとうございます。

重複しますけれども、皆様の御尽力で様々な意見を、とりわけ当事者からの意見等を含めて、大変丁寧におまとめいただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。

次期計画については、権利擁護支援の仕組みとして、制度利用ありきだけではなく、もっと広い枠組みにおける地域での連続した支援の一つとして位置づけられるものと受け止めました。したがって、おおむね次期利用促進計画が目指す方向についての異議はございませんが、3ページ以降の基本的な考え方や目標が真の意味で実現可能となるために、これからの5年では、実際に必要な人が必要なときに利用できる制度となるように、次期計画に沿って着実に一步一步前進すること。

併せて、国、自治体あるいは受任者団体、その他の関係機関等の皆様には、もろもろの課題があると思いますけれども、それを乗り越えて、ぜひしっかりと取り組んでいただくことに期待し、重ねてよろしくようお願い申し上げます、私からの意見とさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございました。

手嶋さん、何か。はい。

○手嶋委員 ありがとうございます。

改めまして、精力的に取りまとめいただいたことに感謝申し上げたいと思います。

1つ、非常に個人的にも印象に残っている点として、地域共生社会の実現に向けた取組として、その中にこの成年後見制度の利用促進が位置づけられるということが非常に重要だと思っております、中間とりまとめにおきましても、各自治体において、地域に根差した地域共生社会の実現が目指されるべきこと、そして、その中核的な基盤の一つとして権利擁護支援のあり方が位置づけられ、成年後見制度の利用促進の取組というのは、そうした地域の全体構想の中で進められるべきなのだということが明確に示されまして、これが次期計画のバックボーンにもなっていると認識しております。

利用促進の取組、とりわけ利用者がメリットを感じられる制度運用の実現というのは、もともと現行計画の中では裁判所のみでは実現が難しいという認識を出発点にしているところですが、このバックボーンとなる視点が示されたことで、取組全体における司法の立ち位置ですとか、地方自治体をはじめとする関係機関、福祉、行政との役割分担、連携のあり方について、非常にクリアなイメージを持つことができるようになったと感じているところです。

そのような意味で、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援の体制整備が、その地域に根差したものとして取り組まれる必要があるという点が、基本的かつ重要なポイントであると理解しておりますし、家庭裁判所も地域連携ネットワークの一員として、各自治体等において検討される全体構想について積極的に認識共有するように努めて連携を図っていく必要があるということ、各家庭裁判所とも共有していきたいと考えております。各自治体の方々、また関係機関等におかれても、ぜひよろしくようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

伊東さん、どうぞ。

○伊東委員 失礼いたします。

今、手嶋委員からもお話ございましたが、今回のとりまとめの4ページにも書いてありますように、尊厳のある本人らしい生活を地域で継続していただくために、それぞれのところが何をすべきかというところが一番大切だと思います。そして、次期計画において、それぞれの役割を示していただいたということは大変素晴らしいと思います。

私ども市町村や中核機関は、もちろん一生懸命頑張りますが、そこだけでできることは限られております。家庭裁判所、専門職団体、また市民後見人、そして地域連携ネットワークなど、様々な皆様の連携によって進めていくということになると思います。

それから、成年後見制度を利用したいという方が、超高齢社会に伴って非常に増えておりますので、国からの制度的な、また財政的な支援、そして人材確保に関する支援などもぜひしていただきながら、みんなで取り組み、進んでいくように、我々も頑張りますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○大森委員長 先ほど新保さんから御発言がありましたけれども、充実させていこうと頑張っている制度ですので、何とかして必要な人が使えるような。そのことが知られていないということが残念ですので、当事者の皆さん方、当事者団体の皆さん方、国、自治体、関係省庁も全員で促進を頑張っていければいいかなと私も思っています。

以上、皆さん方からいろいろ御意見が出まして、最終とりまとめですので、最終的には文章で決着をつけることとなります。幾つか修正しなければいけないことが残っていますけれども、それは事務局と相談して、必要があれば関係の皆さん方に御相談申し上げますけれども、私に任せていただけるということではよろしゅうございましょうか。そんなに大きな修正はないと思うのですけれども、若干修正があるということではつけ加えることもございますので、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○大森委員長 では、そうさせていただきます。

最後に、山本局長から。

○社会・援護局長 社会・援護局長の山本でございます。

委員の皆様におかれましては、第二期基本計画の最終とりまとめに向けて、活発かつ真摯な御議論をしていただきまして、心から感謝を申し上げます。

専門家会議では、本年3月からでございますが、10か月間の期間にわたりまして、地域連携ネットワークワーキング・グループを7回、福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループを2回、運用改善等ワーキング・グループを4回、本専門家会議を6回開催し、精力的に御議論いただいたところでございます。おかげさまで、地域共生社会の実現を目



的に掲げまして、充実した内容の報告に仕上げていただいたと考えております。

今後は、大森委員長と御相談いたしまして、年内に最終とりまとめを公表させていただきます。その後、パブリックコメントの実施を経て、3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定を予定しております。

今後とも皆様方には大変お世話になることと存じますけれども、改めまして、この間の真摯な御議論に感謝申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○大森委員長 今、局長から今後について。室長からも一言、今後について。

○成年後見制度利用促進室長 成年後見利用促進室長です。

本会議としての第二期計画の最終とりまとめは、委員長のお話もございましたけれども、御相談した上で近々公表したいと考えております。

なお、今後、国としてパブリックコメントを実施し、3月頃に閣議決定予定としております。

また、本日の議事録につきましては、速記が起きた後に委員の皆様それぞれに御確認いただいた上で、ホームページに掲載いたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○大森委員長 最後に一言だけ御礼申し上げます。

委員の皆さん方はもとよりですけれども、関係省庁の皆さん方、最高裁の皆さん方も大変御熱心に検討していただきました。第二期の計画がよりよきものになるように、国のほうで頑張ってもらいたい。市町村の現場の方々は、いろいろ御苦労があるでしょうけれども、一歩でも二歩でも前進させていきたい、そんなふうに思っています。

皆さん方の御協力に感謝申し上げます、本日は以上でございます。ありがとうございました。